

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業・調査研究事業共用）
補助事業実績報告書

1. 基本情報				
事業分野	D. 領土・海洋をめぐる問題			
事業の名称	領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築			
責任機関	組織名	公益財団法人 日本国際フォーラム		
	代表者氏名 (法人の長など)	伊藤 憲一	役職名	理事長
	本部所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301		
	①事業代表者	フリガナ	イトウ ツヨシ	
	氏 名	伊藤 剛		
	所属部署	明治大学政治経済学部	役職名	教授
	所在地	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1		
②事務連絡担当者	フリガナ	ヤノ タクヤ		
	氏 名	矢野 卓也		
	所属部署	日本国際フォーラム	役職名	研究センター長
	所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301		
事業実施体制				
本事業の人的体制は、「研究会」「事務局」から成る。 「研究会」は本事業の研究・調査を中心に行うグループであり、海洋問題を扱うアジアのシンクタンクのネットワークの構築と発展をテーマとする本事業の目的（下記、2.）を効果的かつ建設的に推進するため、研究メンバーには中国および台湾、ASEAN諸国の政治・安全保障問題の専門家を配している。 「事務局」は、主に「研究会」メンバーとの連絡・調整や会議開催準備、会議録の作成、シンポジウム、ワークショップ等におけるロジ的な支援、および外務省との連絡・調整を遂行する。 各グループの構成員およびそれぞれの役割分担は以下のとおり。なお、各構成員の詳細な略歴・業績等については別添のとおりに。				

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
【研究会】			
主査	伊藤 剛	明治大学教授	事業の統括、米国の外交政策
メンバー	浅野 亮	同志社大学教授	中国の政治・安全保障
	佐島 直子	専修大学教授	アジア太平洋の政治・安全保障政策
	佐藤 考一	桜美林大学教授	ASEAN 諸国の政治・安全保障
	庄司 智孝	防衛研究所主任研究官	ASEAN 諸国の政治・安全保障
	山田 吉彦	東海大学教授	海洋問題全般
【事務局】			
(1) 事業推進室			
責任者	矢野 卓也	日本国際フォーラム 研究センター長	事業の推進・指揮
補佐者	菊池 誉名	日本国際フォーラム主任研究員/ 東アジア共同体評議会事務局長	事業の調査研究に係る業務
同 上	高畑 洋平	日本国際フォーラム主任研究員/ グローバル・フォーラム事務局長	事業の国際会議に係る業務
同 上	原田 大靖	日本国際フォーラム 研究員	事業の現場を補佐
同 上	勝川 照夫	日本国際フォーラム 研究員補	同 上
(2) 事業管理室			
責任者	渡辺 蘭	日本国際フォーラム 常務理事	事業を管理・指揮
総務・会計担当者	伊藤 将憲	日本国際フォーラム 事務局長	総務・会計を担当

2. 事業の背景・目的・意義

【背景】

中国は今や誰もが認める「大国」である。東南アジア諸国を平気で「小国」と発言し、アメリカとの関係を「新型大国間関係」と自称する背景には、「自分たちは大きい」という面子も垣間見られる。その中国が「中華民族の復興」を目指して進める対外的行動は、周辺国には「力による現状変更」として捉えられるものとなる。東アジア国際政治を語るときに、近年、リアリズム国際政治学がうまく適合するようになったのは、「力による現状変更」を抑止するためには、「力」で対抗する以外に方法がないという意識が生成されつつあることの現れである。これまで憲法9条の下で「戦わない自衛隊」と共存してきた日本としても、今後は「それではいざというときに対処できない」という焦燥感を持つに至った。

既存の国際秩序に対し「力による現状変更」を画策する中国と、既存の国際秩序を維持・発展させることを是とする日本は、今後とも、アジア太平洋地域のあるべき姿をめぐり競合することとなることが予想される。また、それに伴い東シナ海や南シナ海などにおける領土海洋問題も継続されるだろう。とはいえ、両国間で何か行き違いが生じて「red line」を超えないようにするためのメカニズムは必要となる。

そのような中、想起されるのは、2013年秋、中国が一方的に防空識別圏を設定し、日中関係ににわかに緊張が走った事態である。その際、次のような疑念が生じた。すなわち「なぜ日中間では、防空識別圏が設定されただけで二国間関係に緊張が走るのだろうか」と。たとえば、国境が地続きでつながっている欧州の場合、各国の防空識別圏が重複しているのはむしろ当然であり、それ自体がいささかも問題とはなっていない。なぜそのような違いが生れるのだろうか。

この場合、問われるべきは、いうまでもなく国境が陸地にあるか海洋にあるかではなく、隣国との信頼関係のあり方である。つまり欧州の例に倣って、アジア太平洋地域においても、各国の排他的経済水域、防空識別圏が重なったとしても、なおかつ各国間の信頼関係をいかに築いていくべきかを考える必要がある。平時より隣国との信頼醸成が心掛けられていれば、たとえ互いの領土海洋空間が多少重なっていてもさほど問題とはならないはずであり、また、また万一危機が発生したとしても一定の管理下に置くことができるメカニズムが機能するはずであるといえよう。

【目的】

本事業は、アジア太平洋地域の海洋安全保障問題において、各種の危機発生を抑止ないしは管理するメカニズムのあり方を探り、以て、かかるメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示することを目的とする。具体的には、当該地域の領土海洋問題について、(1) 関係各国が実際に何を考えているかを明らかにすること、(2) 米国、豪州等の同盟国および準同盟国の安全保障政策を視野に入れ、それらの国との協力関係の可能性を探ること、(3) 近年、重要性を増しつつある歴史的側面に関する相互理解促進の手法を探ること、および(4) 上記3点を踏まえた日本の対外政策のあり方を「外交力」と「ハードパワーの拡充」の二つの観点から明らかにすること、を目的とする。

(1) については、たとえば現在、中国は、現在、樺太と北海道の間の宗谷海峡の存在を重視しつつあり、また沖縄本島や八重山列島近海を通過するときに日本に事前通告を行っているが、このような中国の独自の「不文律」は、もとより国連海洋法条約のどこにも書かれていないにもかかわらず、たしかに中国が独自に自己規定している対外政策上の「ルール」である。このような不文律は、中国に限らず、関係各国がいずれも、程度・内容の差こそあれ保持しているものであり、それらへの理解は各種の危機発生を未然に防ぐ有効な手立てとなりうると考えられる。

(2) については、現在、アメリカの存在・影響力を考慮に入れずにアジア太平洋地域の国際関係を語ることはできないことから、日本が当該地域における危機発生を抑止・管理において、いかに日米間で協力をしうるか、その方途を探るものである。とくに従来のアメリカの対アジア政策には、相手に厳しく接する「封じ込め」と、その逆の「関与」との対抗軸が見られたところ、近年の米国の国力の変化をも踏まえつつ、「中国+日本=ゼロ」とされる米国の対アジア政策の変化の可能性についても考察したい。また、

最近、南シナ海で日米豪が共同演習を行ったことに鑑み、オーストラリアの海洋安全保障政策についても明らかにしたい。

(3) については、一般に、領土海洋問題には、法的、歴史的、政治的な3つの側面が複合的に絡んでいるところ、とくに近年のアジア太平洋地域の領土海洋問題では、このうち歴史的側面が前面に出される傾向にあることに注目し、その現状改善のための方針を探るものとする。たとえば、韓国による竹島所有、中国による尖閣諸島領有権の正当化などは、日本の戦前に見られた帝国主義的政策批判と絢交ぜになって主張されているが、「歴史の和解」のためには加害者・被害者双方の努力が必要である。加害者による「謝罪」と、被害者による「赦し」との双方がないと、前者は「いつまで謝ればいいのか」という苛立ちが、後者は「いつになったら謝るのか」という猜疑心が継続する。したがって、その悪循環をいかに断ち切るかが問われるべきであろう。

(4) については、上記3点を踏まえつつ、日本の対外政策のあり方を探るものである。一方で、日本としても、今後ハードパワーの一定の拡充は重要となってくることが考えられる。外交力は、それを裏打ちするハードパワーがあって初めてその効果を発揮するからである。同時に、ハードパワー拡充に際して、それを理論的に正当化する外交力も必要となる。その意味で、一方における「外交力」と、他方における「ハードパワーの拡充」との双方を両立させる総合的な対外戦略を提示することにしたい。それは、日本であれ中国であれ、真の「大国」のあるべき姿を示すことになるだろう。「大国」とは、自分たちの意のままに国際政治を動かす国という意味でなく、国際社会全体における「負担」や「責任」も引き受ける（いわゆる「国際公共財」を提供する）ことであるからである。独りよがりの大国ぶりでは「follower」を形成することができない。リーダーシップは責任分担と表裏一体であるべきである。

なお、本事業は当フォーラムが、2013～2014年度にかけて実施した「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」プロジェクトの延長線上に位置づけられるものである。このプロジェクトは、2012年、日中国交正常化40周年という節目に際し、日中関係がこれまでにない悪化をみた状況を受けて、政府間では討議しにくいテーマに関し、関係国の有識者が率直な討議が可能となるようなトラック2レベルでの知的ネットワークを形成することを目的として実施され、その活動（往訪、招聘、国際シンポジウム開催等）をつうじて、アジア太平洋地域の34のシンクタンク等とのネットワーク関係を構築した。

本事業では、その「ネットワーク」を十分に活用することで、これまでにない研究成果を提示することが期待される。

【意義】

本事業では、アジア太平洋地域における領土海洋問題を、法的、政治的側面のみならず、歴史的側面や各国の個別事情をも視野に入れて、複合的な問題として捉え、関係各国の有識者との協力を通じて領土海洋問題に関する調査、研究を重ね、以てトラック2レベルでの信頼醸成を行うものである。さらに政府レベルでは提起出来ないような解決措置などについても率直に討議を行い、その結果を政府およびそれぞれの国民に提示して、実際の政府レベルの交渉の一助とすることも視野においている。その際、上記プロジェクトで形成された「ネットワーク」が威力を発揮するものと期待されている。というのも、トラック2レベルでの信頼醸成によって、政府レベルでは提起困難な打開策などについても率直な討議が可能となるからである。本研究会は中国の海警やASEAN各国の海洋安全保障機関の関係者との交流も重視しており、それなりの手応えを感じている。領土海洋問題においては国別の独自の「不文律」が設定されていることが多いが、そのような「不文律」は、通りいっぺんの交流では確認され得ないものであり、それゆえに「ネットワーク」に期待される役割は大きい。

3. 事業の実施状況（2 ページ程度）

本事業は、2015 年、2016 年の 2 年間をかけて実施するものであるが、本年度は、以下 4 つの内容を実施した。すなわち、上記 2.「事業実施体制」に記載の中国、ASEAN 諸国の政治・安全保障問題等の専門家による（1）「研究会」を組織し、「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」を全体テーマに、調査研究を実施した。さらに、同テーマに関する（2）海外調査を通じて海外のシンクタンクや政府関係者へのヒアリング・意見交換を行った。また、（3）非公開の国際ワークショップおよび（4）一般公開による国際シンポジウムを開催して、研究の深化を行うとともに広く外部からの意見を取り入れた。そして、以上の成果をまとめ、かつ、2 年度目に発表する政策提言の前段階となる政策志向の論考を含んだ（5）「成果報告書」を作成した。

（1）研究会合の開催

以下のとおり計 3 回の研究会合を日本国際フォーラム会議室にて開催した。

回数／年月日	研究会合の概要
第 1 回 2015 年 07 月 10 日	主査・メンバー間で本事業の背景・目的・意義を共有し、また各々が担当する研究テーマおよび問題意識、海外調査先について意見交換を実施した。
第 2 回 2015 年 10 月 16 日	佐藤考一メンバーよりインドネシア・シンガポールでの海外調査の成果についての報告を受け、意見交換が行われた。
第 3 回 2016 年 02 月 15 日・16 日*	15 日には、伊藤剛主査より中国、庄司智孝メンバーよりベトナムでの海外調査の成果について報告を受け、意見交換が行われた。また、16 日には、初年度報告書、次年度の本事業に関する意見交換が行われた。

* 本研究会合は、全メンバーが出席できる日程がなかったため、2 回に分けて開催された。

（2）海外調査の実施

以下のとおりメンバーによる海外調査を実施した。

期間	出張者	調査国	往訪先（往訪日順）
08 月 30 日～ 09 月 05 日	佐藤考一	インドネシア	ユヲノ・スダルソノ元国防治安大臣、戦略国際問題研究センター（CSIS）、インドネシア国軍防衛研究所（LEMHANNAS）、日本大使館
		シンガポール	東南アジア研究所（ISEAS）、ReCAAP 海賊情報共有センター、S・ラジャラトナム国際関係研究所、日本大使館、東南アジア研究所（ISEAS）
11 月 30 日～ 12 月 04 日	庄司智孝	ベトナム	社会科学院東南アジア研究所、日本大使館、国防省国防国際関係研究所（IDIR）、ハノイ国家大学社会人文科学部、戦略国際開発センター（CSSD）、外交学院
02 月 28 日～ 03 月 04 日	浅野 亮	台湾	淡江大学（亜洲研究所および国際研究学院）国立台湾師範大学、新国策智库、兩岸交流遠景基金会、中央研究院（歐美研究所）、亜東関係協会、外交部
03 月 06 日～ 03 月 09 日	山田吉彦	ベトナム	ハロン市長 Mr.PHAM HONG HA、ハノイ国家大学、日本大使館

(3) 国際ワークショップの開催

以下のとおり計3回、非公開の国際ワークショップを開催し、海外有識者との意見交換を行った。

日付	第1回/2015年07月23日	第2回/2015年11月11日	第3回/2016年01月28日
開催場所	明治大学研究棟4階 第1会議室	ANA インターコンチネンタルホテル東京カスケイドカフェ	国際文化会館 セミナールームE
日本側出席者	伊藤剛主査、浅野亮・佐島直子・佐藤考一・庄司智孝各メンバー、勝悦子(明治大学副学長)、香田洋二(ジャパン マリンユナイテッド株式会社顧問/元海将)、信田智人(国際大学副学長)、鈴木健人(明治大学准教授)	伊藤剛主査、庄司智孝メンバー、矢野卓也(日本国際フォーラム研究センター長・主任研究員)	伊藤剛主査、加茂具樹(慶應義塾大学教授)、矢野卓也(日本国際フォーラム研究センター長・主任研究員)、菊池誉名(日本国際フォーラム主任研究員)、原田大靖(日本国際フォーラム研究員)
海外側出席者	デビッド・アラセ(ジョンズ・ホプキンス大学教授(米国))、李永澍(明治大学ポスドク研究員(中国))、薛力(中国社会科学院世界经济与政治研究所主任(中国))、ファン・カンミン(ベトナム国家大学人文社会科学院副院長(ベトナム))、アレックス・ヴービン(アジア太平洋安全保障センター准教授(ベトナム))、キム・ベン・ファ(戦略研究機構 CEO(マレーシア))、ヴァージニア・ワトソン(アジア太平洋安全保障センター准教授、米国(フィリピン))、葉秋蘭(台中科技大学助理教授(台湾))	マークス・カーム(独学術政策財団(SWP) 国際安全保障部上席研究員(独))、フレデリック・グラール(カーネギー・ヨーロッパ上席研究員(EU))	【中国側】江新興(北京第二外国语学院教授)、宋均營(中国国際問題研究院アジア太平洋研究所副所長)、包霞琴(復旦大学国際関係与公共事務学院外交学部副主任)、馮文猛(國務院發展研究センター副研究員)、李成日(中国社会科学院アジア太平洋・グローバル戦略研究院助理研究員)、呂小慶(中国中日関係史研究会副会長兼理事長)
概要	アジア太平洋諸国の有識者と南シナ海における中国の行動、領土海洋問題へのアプローチの方法などについて意見交換を行った。	ウクライナ等を中心に欧州で顕在化しつつある領土問題について、欧州の専門家がいかなる認識を持っているかなどについて意見交換を行った。	中国の有識者と領土・海洋問題をとりまく法的・政治的・歴史的側面について意見交換を行った。

(4) 国際シンポジウム等の開催

- ① 2015年7月17日、GUAM(グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ)関係者来日の機会を捉え、関係者へのヒアリングを兼ねた非公開の意見交換会を国際文化会館で開催した。
- ② 2015年7月22日、明治大学グローバル・ホールにて一般公開による国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：『海のアジア』における国際協調・平和と安定の促進のために」を明治大学国際総合研究所(MIGA)などと共催し、一般国民から学生までおよそ200名が参加し、およそ6時間にわたって、パネリスト*による報告と参加者による活発な意見交換がなされた。

* 7月22日には公開の本シンポジウムを、翌23日には非公開の上記(3)第1回国際ワークショップを開催した。パネリストの詳細は、(3)第1回国際ワークショップの出席者を参照のこと。

(5) 「成果報告書」の作成

本事業は最終的に、わが国がとるべき具体的な政策提言を作成して発表し、アジア太平洋地域における領土海洋問題の危機管理メカニズムの構築に貢献することを目的としているところ、本年度は同政策提言の前段階となる政策志向の論考を作成し、前述(1)～(4)の成果と合わせて「成果報告書」として取りまとめた。

4. 事業の成果（公開部分のみで2ページ程度）

本事業は、アジア太平洋地域の海洋安全保障問題において、各種の危機発生を抑止ないしは管理するメカニズムのあり方を探り、以て、かかるメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示することを目的としている。その観点から1年目は、アジア太平洋地域の主要国において、同地域の領土海洋問題がいかなる現状認識を持ち、それにいかに対応しているか、という問題について分析した。具体的には以下のような成果が得られた。

（1）研究会合の開催

1年目は、計3回の研究会合を実施した。毎回、主査・メンバー間で、2～3時間にわたる密度の濃い意見交換を通じて、アジア太平洋地域の主要各国の、同地域における領土海洋問題に関する現状認識について知見を共有するとともに、その共通点や相違点を明らかにした。

（2）海外調査の実施

主査・メンバーがそれぞれ担当する国・地域を対象とする海外調査を実施した。調査対象は、インドネシア、シンガポール、ベトナム、中国、台湾、韓国、オーストラリア等におよび、各地の実務家、研究者等、総勢40名を超える対象に詳細な聞き取り調査を行った。当該調査テーマとしては、未曾有の広範囲にわたる現地調査であるといえる。一連の調査を通じて、文献調査やネット情報等では得られない in-depth な各国事情を聴取することで、当該調査の実証性を高めることができ、本事業の深化につながった。

（3）国際ワークショップの開催

当該調査テーマに高い関連性を有する海外の有識者（実務家・研究者）の来日の機会を捉え、主査・メンバーおよび国内有識者との国際ワークショップを3回実施した。2015年07月23日開催した国際ワークショップでは、米国、中国、ベトナム、フィリピン、台湾の研究者の来日の機会を捉え、南シナ海における中国の行動、領土海洋問題への望ましい政策的アプローチ等について意見交換を行いつつ、当該調査テーマに関する問題認識の掘り下げを行った。また2015年11月11日に開催した国際ワークショップでは、欧州の有力シンクタンク幹部2名の来日の機会を捉え、ウクライナ等を中心に欧州で顕在化しつつある領土問題について欧州の専門家がいかなる認識を持ち、アジア太平洋地域における領土海洋問題との意味連関について認識共有を図った。また、2016年01月28日に開催したワークショップでは、中国の主要シンクタンク幹部6名の来日の機会を捉え、現在、日中間に横たわるナショナリズム、歴史認識等の諸問題をめぐり、忌憚ない意見交換を行い、それら諸問題の安全保障上の問題との関連性について意見交換を行った。いずれのワークショップも、国際的次元における本事業の関心への高さと重要性を裏付けており、また情報収集の観点からも本事業のさらなる発展に大いに寄与するものであった。

（4）国際シンポジウムの開催

本事業の問題意識を広く一般と共有し、同時に外部の有識者等からの知的インプットを得ることを目的に、2015年7月22日に、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：『海のアジア』における国際協調－平和と安定の促進のために」を明治大学国際政策研究所（MIIPS）、及び明治大学総合研究所（MIGA）と共催した。当日は、実務家、研究者に加え、一般市民などおよそ200名が参加し、およそ6時間にわたって、活発な意見交換がなされた。このシンポジウムでは、本研究会の主査、メンバーに加え、日本、米国、中国、ベトナム、フィリピン、台湾の研究者などから実務家・研究者がパネリストとして報告を行い、アジアにおける大国と周辺国の認識、アジアの海洋安全保障における主要アクターなどについて活発な議論が進められた。このシンポジウムで得られた知見は、その後、本事業を進めるうえで大いに活用された。

（5）報告書の作成

以上（a）～（d）の成果を踏まえ、領土海洋問題に関するメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示すべく、政策志向の論考を作成し、「成果報告書」として取りまとめた。二部構成となっており、

第一部に研究成果を、第二部に活動記録を収録している。そのうち第一部には、主査による論考を収録している。同論考においては、きわめて多岐にわたる論点が提示されているところ、主要なものを以下に列挙する。

(a) 米国、豪州等の同盟国および準同盟国との協力関係の可能性について

アジア太平洋地域において、領土海洋問題の激化を抑制するためには、なんらかの「公共財」の存在が不可欠である。そのためには、域内の複数の多国間枠組みを機能させるだけでは不十分であり、それなりの存在感と規範性をもった地域内外の「大国」の動向が意味を持つ。そもそもこの地域に成立するさまざまなネットワークには外向的側面——域外アクターの存在を前提あるいは要求する側面——があり、これに域外の大国の戦略的思惑が色濃く絡み、安定化と不安定化の二つのベクトルが混在していること、しかしながら同時に、そのような大国のプレゼンスなしには、アジア太平洋の地域秩序が自律的には成立しえない、という二面性が存在する。その意味において、日本としても、米国や豪州等との間の同盟関係あるいは準同盟関係を、その対外政策の軸足に据える必要がある。

(b) 歴史的側面に関する相互理解増進の可能性について

日本と中国をはじめとする北東アジア諸国との間に立ちはだかる歴史問題は、両者の信頼構築を阻害する要因となっている。一般に、歴史問題が国家間摩擦として浮上する場合、それが①純粋な歴史問題・歴史認識問題なのか（「歴政分離」）、②歴史を建前として相手国を批判し、国益の増進を目指す政治的利用なのか（「歴政一致」）、を見分ける必要がある。後者の場合、日本がかつてある国を侵略したという「経験」と「実績」は、日本が潜在的にその国の安全保障に不安を与える存在であるとの認識をもたらす可能性がある。「歴史認識」の安全保障上の問題への転換が生じる所以である。アジア太平洋地域の領土海洋問題においては、この懸念は現実化しつつある。この現状打開のためには、「政経分離」でも「歴政一致」でもない、純粋な歴史問題の事実認識に関する討議と、日中間のアクターの拡大によって外交の「裾野」を広げることによって対応する方法がまずは検討されるべきであろう。

(c) 「外交力」と「ハードパワーの拡充」の二つの側面からみた日本の対外政策のあり方

中国は、現在のこの地域に成立している安全保障システムの構造に不満があるとしても、真正面からアメリカに対して異を唱えたりはしない。むしろ、アメリカの同盟国あるいは友好国である韓国や台湾、フィリピン、そして日本等とはつかず離れずの関係を維持しながら、次第に自国の影響力を拡大していくことを目指している。したがって、中国の「安定的な国際関係」のために一方でアメリカと勢力均衡を主張し、他方で東南アジア諸国に対しては現状変更のために軍事力をちらつかせる（しかし、行使には慎重）というやり方は、今後も継続されると思われる。そのような中、日本のアジア太平洋外交はいかなる戦略を持つべきか。戦略とは、目標と手段の連立方程式である。日本の目標は、この地域において自由でルール基盤の国際秩序を維持しつつ、さらなる繁栄を遂げることであり、といっても差し支えないだろう。その際、中国の大国化にいかに対応するかという問題は、手段的意義を有するにとどまる。同様に、米国との関係強化についても、同様に手段的意義において重要であるにすぎない。これら手段的意義を自己目的化することは何より避けられるべきである。したがって、日本の対外政策にあっては、時と場合に応じて必要とされる手段を選択する「幅」がなければならないということになる。ここでいう「幅」とは、対話と交渉を軸とする「外交力」と、物理的暴力を背景とする「ハードパワー」を両極とするスペクトラムを意味する。このスペクトラムの中を柔軟に行き来する判断力と行動力こそが、今後の日本の対外政策に求められているといえる。

5. 事業成果の公表

本年度実施した事業の一環として以下（１）から（４）の対外発信を行ったが、その具体的内容は以下のとおりである。

（１）ホームページへの掲載

（イ） 日本国際フォーラムのホームページ (<http://www.jfir.or.jp/j/>) の「研究センター便り」欄にて研究会合の開催ごとにその旨を掲載。

（ロ） 日本国際フォーラムの姉妹団体グローバル・フォーラムのホームページ (<http://www.gfj.jp/j/>) の「新着情報」欄および「メールマガジン」ならびに伊藤剛主査が所属する明治大学国際総合研究所のホームページ (<http://www.meiji.ac.jp/miga/news/news2015.html>) の「ニュース」欄にて、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：『海のアジア』における国際協調－平和と安定の促進のために（Enhancing Cooperation for Peace and Stability in a Maritime Asia）」の開催案内を掲載し、広く一般からの参加者を募った。

（２）『日本国際フォーラム会報』への掲載

季刊紙『日本国際フォーラム会報』（3,000部発行）では、事業開始から毎号にて本事業の成果についての記事を掲載している。詳細は「2015年度『日本国際フォーラム会報』（以下リンク参照）を参照のこと。<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/2015.html>

（３）シンポジウム・ワークショップの開催

一般公開による国際シンポジウムを１回（2015年7月22日）、非公開の国際ワークショップを計３回（2015年07月23日、11月11日、2016年01月28日）開催することで、外部有識者との交流も進める中で、「対外発信」も行った。詳細は、上記３．参照のこと。

（４）その他

（イ） 国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：『海のアジア』における国際協調－平和と安定の促進のために」を開催した旨、ベトナム国立対外向け放送局「ベトナムの声（VOV）」の日本語版ホームページ（以下リンク参照）にて紹介された。

<http://vovworld.vn/ja-JP/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E6%98%8E%E6%B2%BB%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E6%B5%B7%E3%81%AE%E3%82%A2%E3%82%B8%E3%82%A2%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%83%9D%E3%82%B8%E3%82%A6%E3%83%A0%E3%82%92%E9%96%8B%E5%82%AC/353428.vov>

（ロ） 伊藤剛主査の韓国での海外調査における意見交換のもようが、ベトナムのニュースサイト（以下リンク参照）にて紹介された。

<http://baotintuc.vn/the-gioi/nhat-ban-se-hop-tac-voi-my-duy-tri-tu-do-hang-hai-o-bien-dong-20151102214554748.htm>

（ハ） 庄司智孝メンバーのベトナムでの海外調査における意見交換のもようが、現地ベトナムのニュースサイト（以下リンク参照）にて紹介された。

<http://megalodon.jp/2016-0317-1857-51/cafef.vn/thoi-su/chuyen-gia-nhat-trung-quoc-danh-mat-quan-he-voi-viet-nam-2014052021255570017.chn>

6. 事業総括者による評価（2 ページ程度）

本事業「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」は、中国の強大化が顕著になるにつれて近海の管轄権を口先の声明だけでなく、力によって現状を変更しようとしている現状に鑑み、日本としてどのような対応が可能かを探るものである。もっとも、本プロジェクトは「中国の力」に対して日本も「力」を蓄えることが大事だといった単純なリアリズム的論理を提言しようとするものではない。前年までの「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」プロジェクトでの成果を受け継いだ経緯から、日本が中国との間で既存のネットワークを用いることによって問題の沈静化や先延ばしが可能であるかどうか、また日本が対中包囲網を形成するにしても、どのような方法で誰とそれを形成するかという課題がある。こういったネットワークを用いて領土海洋問題を考えようというのが本プロジェクトの目的である。

このような観点に鑑み、（1）まずは南シナ海・東シナ海の当事国の海洋安全保障政策に関する現状認識をメンバーによる出張によって明らかにした。その内容は、以下の3点に分かれる。

第一に、中国自身が東シナ海・南シナ海の海洋安全保障をどう考えているかである。実は、「管轄権」という言葉で中国は説明しているが、これが九段線内部の海域全てを含めた「面」を指しているのか、国連海洋法に準拠して陸地から12海里が領海、200海里が排他的経済水域と「陸地延長」主義的な論理なのか不明である。これに関してインタビューを行うと、中国外交部関係者は「陸地延長」主義的言説が多いが、実際のところ海監は必ずしもそのような態度を取っておらず、彼らの言う「管轄権」が何を根拠としているかをいっそう探る必要がある。

第二に、南シナ海における当事国の認識もメンバーの出張によって明らかにされた。とくに、留意すべきはインドネシアやマレーシアといった「中間国」とも言える国々が中国の南シナ海政策に次第に危機感を募らせていることである。ASEANの中でもフィリピンとベトナムとは、南シナ海内にある島の領有権をめぐる中国と対立しており、その結果として排他的経済水域、そして「航行の自由」までもが揺らごうとしている。しかし、この「航行の自由」に関しては、フィリピン、ベトナム両国のみならず、これまで対中姿勢に関しては比較的中立的立場を取っていたマレーシアやインドネシア、そして華人の多いシンガポールにおいても次第に警戒感が高まっていることが今回の調査で明確になった。

第三は、航行の自由を掲げるアメリカの意向である。アメリカは確かに「航行の自由」作戦を実施したが、無害通行権を行使したのみであって、南シナ海における島嶼部の領有権に介入する気配はない。ただ、少なくとも各国の排他的経済水域を超えたところは国連海洋法上は「公海」であるはずであり、公海ならばアメリカ船は錨を下ろして停泊しても良いはずだ。しかし、そのような政策は取っていない。つまり、無害通行権に基づく「航行の自由」は主張するものの、中国が主張する九段線の「管轄権」には触れようとしていない。これが、南シナ海問題をより複雑にさせている原因である。

以上を踏まえて、（2）中国の海洋戦略とその主張に関しても、メンバーによる出張を通じて、また2015年07月の国際会議を通じて明らかにしようと試みた。大きく分けて主な発見は、以下の2点である。

第一に、海洋安保案件に関して、中国自身は二国間アプローチをこれまで望んできたが、これが徐々に変わりつつあるということである。2002年にASEANとの間で行動規範ができたが、その際に用いたASEAN+中国という枠組みを適用しようとしている。なお、もちろんであるが、このメンバーの中に台湾

は存在していない。つまり、主権国家同士の討議という形式にして、自動的に台湾を締め出そうとしているのである。ここには、海洋安保上とは別の論点が存在している。

第二に、2015年07月の国際会議でもしばしば言及されたが、中国はアメリカが国連海洋法に調印していないことを常に批判している。一方で1970年代にできた海洋法を欧米主義の産物と批判しながら、他方でその欧米主義の産物である海洋法に準拠しながらアメリカを批判するという政策を展開している。これに対しては、登壇者の中からも、確かに海洋法秩序に参加していないかもしれないが、アメリカの行動様式は基本的には国連海洋法に則っている。そのため上で述べたように、中国自身が国連海洋法のルールと異なる行動様式を取っていることが再度確認された。

また、中国が南シナ海や、陸上の西方面に進出して「一帯一路」戦略を取っていることは、逆に言えば、日本（そして日米）が、中国の東シナ海への進出を阻止していることの証拠でもあることが分かっている。「出やすい所から出る」というべく、中国は東南アジアや中央アジアの「小国」に経済協力計画を提示することによって、自らの国内経済の過剰分を処理しようとしているのである。

以上から、(3) 上記の東シナ海・南シナ海問題に対して日本としてどのように対処するのかに関して、次年度の課題も含めて考察を加えてみた。日本としては、ネットワークの拡大と同時にアメリカとの同盟政策の軌を一にして海洋安全保障を考えるべきであり、中国の「サラミ・スライス戦略」にどのように対応するか、中国のA2/AD戦略に対抗して日本独自のA2/AD戦略を提示するのが妥当ではないか等、検討を行った。

中国の強硬で一方向的な行動はASEAN諸国に対して危機感を与えているが、日米協力によってこれを抑止する機能の構築に期待されている。しかし、ASEAN諸国と中国との関係は歴史的にも長いため、中国の海洋進出に対して国際関係論における勢力均衡理論は容易にあてはめることはできない。別の言葉で言えば、アメリカとフィリピンの同盟関係が強化されたことは大きな一歩であると評価しながらも現状維持で何も進んでおらず、具体的な協力体制の構築はこれからである。

このような具体的な方策を考え、アジア近海の海洋秩序が安定するための方策を考えるのが次年度の計画である。海洋上の安全保障は、国際社会全体の覇権国の強さとも密接に関係があるため、東シナ海・南シナ海はもとより、国際社会が如何なる対応をし、同危機が世界条理の国際政治に如何なる影響を及ぼしたのかを分析する必要もある。今年一年は実証性に富んだ出張記録を残すことができたが、次年度の具体的な目標は、(1) 各国が武力を発動するレッド・ラインはどこか、(2) 国際社会全体は、アジアの海洋秩序をどのように考えているか、(3) アジア太平洋諸国にとって領有権問題と航行の自由とは、どのように関連しているか、(4) 中国の強大化によって海洋秩序はどのように変容していくのか、(5) 国連海洋秩序そのものは、今後変容するのか、(6) 欧州とアジア太平洋地域の間に関係する海洋秩序をめぐる具体的な連動性、協力関係、対立関係は存在するのか、等といった課題が挙げられる。

いずれにせよ、本事業1年目においては、その当初の目標を超える成果を生むことができたと自負している。